

愛媛県中予地方局健康増進課 臨時補助員
(会計年度任用職員(パートタイム)) 募集案内

愛媛県中予地方局健康福祉環境部健康増進課

愛媛県中予地方局健康増進課で勤務する臨時補助員を次のとおり募集します。

1 募集職名、採用予定人員、勤務先、職務内容

職名	採用予定人員	勤務先	職務内容
臨時補助員	3人程度	中予地方局健康増進課 難病・母子保健係 (松山市北持田町132番地)	特定医療費(指定難病)・小児慢性特定疾病医療費受給者証更新等事務 職員の指示による事務処理

2 応募資格

- (1) 平成20年4月1日までに生まれた者
- (2) 心身ともに健康であり、誠実に職務を遂行できる者
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者

3 応募方法

市販のA4判履歴書に必要事項を記入のうえ、申込前3ヶ月以内に撮影した顔写真(上半身・脱帽・正面向き)を貼って、次の提出先に直接または郵送で提出して下さい。
なお、応募書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください

※提出先 〒790-8502 松山市北持田町132番地

愛媛県中予地方局健康福祉環境部健康増進課(浜田あて)

4 応募期間

令和8年5月11日(月)まで

※応募状況により、期間を変更する場合があります。

※直接提出される場合は、業務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)に提出願います。

※郵送の場合は、期限までに必ず到着するようにして下さい。

5 選考方法

(1) 書類選考 選考結果は随時連絡します。

(2) 面接試験

①試験日時 書類選考完了後、面接対象者に連絡します。

②試験場所 愛媛県中予地方局健康福祉環境部健康増進課
(松山市北持田町132番地 愛媛県中予地方局2階)

6 採用予定日 令和8年6月15日～

7 採用後の勤務条件（以下の勤務条件は、改定されることがあります。）

（１）任用期間 令和 8 年 6 月 15 日～10 月 31 日

（２）勤務時間 ・午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までの間
・ 1 日 4～7 時間×週 2～5 日勤務
・ 休憩時間：12：00～13：00（勤務時間による）
・ 1 日の勤務時間及び週の勤務日数は、任用期間中固定
※ 6、7（１）（２）は面接時の確認による

（３）服務

次のとおり、地方公務員法の服務の規定が適用されます。

- ・ 服務の根本基準（第 30 条） ・ 服務の宣誓（第 31 条）
- ・ 法令等及び職務命令に従う義務（第 32 条） ・ 信用失墜行為の禁止（第 33 条）
- ・ 秘密を守る義務（第 34 条） ・ 職務に専念する義務（第 35 条）
- ・ 政治的行為の制限（第 36 条）・ 争議行為等の禁止（第 37 条）
- ・ 営利企業への従事等の制限（第 38 条）

（４）給与等

①報酬月額：177,947 円（週 35 時間の場合、原則、当月 21 日支払）

※任用期間によっては、日割り計算となります（県の規程による）。

※週 35 時間未満の勤務の場合は、週の勤務時間数に応じて決定します
（県の規定による）。

②要件に該当する者に対しては、通勤費用の弁償があります（県の規程による）。

③社会保険

ア 健康保険、厚生年金保険が適用されるのは、以下のすべての要件に該当する場合

- ・ 週の所定労働時間が 20 時間以上あること
- ・ 雇用期間が 2 か月を超えて見込まれること
- ・ 賃金月額が 8 万 8 千円以上であること
- ・ 学生でないこと

イ 雇用保険が適用されるのは、以下のいずれの条件にも該当する場合

- ・ 週の所定労働時間が 20 時間以上であること
- ・ 31 日以上の雇用見込みがあること

（５）週休日等

土曜・日曜・祝日

（６）有給休暇

週の勤務時間数に応じて決定します（県の規定による）。

8 問い合わせ先

〒790-8502 松山市北持田町 132 番地

愛媛県中予地方局健康福祉環境部健康増進課 担当：浜田

Tel (代)089-941-1111 (内線 285)